

令和3年度

水管理・国土保全局関係
予算決定概要

令和2年12月

国土交通省 水管理・国土保全局

令和3年度予算の基本方針

基本方針

令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など、気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害・土砂災害等に対し、防災・減災が主流となる社会を目指し、「流域治水」の考え方に基づいて、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる全員で水災害対策を推進する。

- ・ ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進
- ・ 近年の自然災害からの復旧・復興
- ・ 防災インフラの管理の効率化・高度化と予防保全(老朽化対策)
- ・ 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出
- ・ 公衆衛生の強化等のための下水道の持続性向上

予算の規模

○一般会計予算

9,716億円

一般公共事業費	9,204 億円
	うち、河川関係 7,313 億円、砂防関係 1,305 億円、海岸関係 150 億円、下水道関係 437 億円
災害復旧関係費	502 億円
行政経費	10 億円

○東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管)

74億円

予算の内訳

○一般会計予算

単位：億円

事 項	令和3年度	前 年 度	対前年度 倍 率
一般公共事業費	9,204	8,961	1.03
治 山 治 水	8,517	8,414	1.01
治 水	8,367	8,266	1.01
海 岸	150	148	1.01
住宅都市環境整備	251	251	1.00
都市水環境整備	251	251	1.00
下 水 道	437	297	1.47
災害復旧関係費	<519> 502	<514> 455	<1.01> 1.10
行政経費	10	10	0.98
合 計	9,716	9,426	1.03

※1 前年度には、臨時・特別措置を含まない。

※2 <>書きは、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費の直轄代行分を含む。

※3 上記計数には、個別補助化に伴う増分 226 億円を含む。

(上記以外に、省全体で社会資本総合整備 14,851 億円がある。)

○東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管)

単位：億円

事 項	令和3年度	前 年 度	対前年度 倍 率
復 旧	74	564	0.13
復 興	0	13	皆減
合 計	74	577	0.13

(上記以外に、省全体で社会資本総合整備(復興) 77 億円がある。)

(四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。)

主要項目

治水事業等関係費・下水道事業関係費

1. 激甚化・頻発化する水災害等を踏まえた防災・減災対策の推進 [5,695億円]

(1) ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進 [3,976 億円]

令和2年7月豪雨による甚大な被害の発生など、気候変動により頻発・激甚化する水害・土砂災害等に対する安全度の向上を図るため、これまでの河川管理者等による対策だけでなく、流域のあらゆる関係者の協働による、ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」を推進する。

(2) 令和2年7月豪雨等の自然災害に対する改良復旧による再度災害防止 [1,719 億円]

激甚な水害・土砂災害の発生や床上浸水が頻発し、人命被害や国民の生活に大きな支障が生じた地域等において、改良復旧により集中的に再度災害防止対策を実施する。

2. 防災インフラの管理の効率化・高度化と予防保全(老朽化対策) [2,194 億円]

「予防保全型」の維持管理へ転換を図るため、要緊急対策施設等の修繕・更新を早期に実施するとともに、無動力化や遠隔監視・操作化など将来の維持管理コスト低減に資する取組を推進する。

3. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出 [90億円]

魅力ある水辺空間や良好な自然環境の創出等の地域活性化、観光振興等に貢献する取組を推進する。

4. 公衆衛生の強化等のための下水道の持続性向上 [52億円]

公衆衛生上の下水道の役割がますます高まる中で、人口減少、施設の老朽化などの課題に対応し、下水道事業の持続性を向上させるため、デジタルトランスフォーメーションに係る技術開発や、広域化、収支構造の適正化を推進する。

※上記以外に、災害復旧関係費 502億円、行政経費10億円、東日本大震災からの復旧・復興関係費74億円、工事諸費等があるほか、省全体で社会資本総合整備14,851億円、社会資本総合整備(復興)77億円がある。

新規事項等

<利水ダム等における事前放流の更なる推進>

➤ 河川管理者による利水ダムの施設整備制度の創設

放流管の増設など施設改良等を行うことで、大きな洪水調節効果を期待できる場合に、河川管理者が主体的に利水ダムの施設改良等を行う制度を創設する。

➤ 事前放流に伴う損失補填制度の拡充

二級水系の河川管理者である都道府県が利水ダム等の事前放流に伴う損失補填を行う場合に特別交付税措置(措置率 0.8)を講じる。(一級水系の都道府県所管の多目的ダムも同様)

➤ 事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置等の創設(固定資産税等)

事前放流のために利水ダムの放流施設を整備した場合に、民間事業者等が整備する当該施設の治水に係る部分の固定資産税を非課税とする特例措置等を創設する。

<流域の関係者による流出抑制対策の推進>

➤ 地方公共団体や民間企業等による雨水貯留浸透施設整備に対する支援の拡充

特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に基づき実施される地方公共団体や民間企業等による雨水貯留浸透施設の整備を計画的・集中的に支援するため、個別補助事業制度を創設する。

また、特定都市河川以外においても、民間企業等による施設整備を防災・安全交付金の支援対象に追加する拡充を行う。

➤ 浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設(固定資産税)

流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、民間企業等が整備する雨水貯留浸透施設の固定資産税を一部減免する特例措置を創設する。

<都市浸水対策の強化>

➤ 下水道浸水被害軽減総合事業の拡充等

内水氾濫による被害を軽減するために、貯留・排水施設の規模によらず、樋門等の自動化・無動力化・遠隔化、ポンプ場の耐水化を防災・安全交付金の支援対象に追加する拡充を行う。

また、内水氾濫対策の加速化のため、雨水管に係る交付対象範囲を拡充するとともに、今後の改築事業量を踏まえた重点化のため、汚水管の改築に係る交付対象範囲を見直す。

<まちづくりと一体となった土砂災害対策の推進>

➤ まちづくり連携砂防等事業の創設

地域のコンパクト化を計画的に促し、住居や基礎的な公共インフラを集約しようとする地域を保全する砂防等事業を計画的・集中的に支援するため、個別補助事業制度を創設する。

➤ 土砂災害リスク情報整備事業の追加

土砂災害警戒区域の現地表示など土砂災害リスクに対する住民の理解向上を図る取組を促進するため、これらの取組を防災・安全交付金の支援対象に追加する拡充を行う。

<切迫する地震等への対策の充実>

➤ 公衆衛生強化のための下水道総合地震対策事業の拡充

公衆衛生の強化のため、感染症拠点病院等に係る管渠等の耐震化を防災・安全交付金の支援対象に追加する拡充を行う。

➤ 津波対策緊急事業の創設

大規模地震の発生リスクが高く、津波到達までの時間が短い一定の海岸地域について、海岸堤防の嵩上げ等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を計画的・集中的に支援するため、個別補助事業制度を創設する。

➤ 海岸保全対策推進、長寿命化対策促進の制度拡充等

気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の見直し等に必要となる検討経費を防災・安全交付金の対象に追加する拡充を行う。

また、「海岸保全施設維持管理マニュアル」の改訂に伴う長寿命化計画の見直しに対する支援制度を創設する。

＜被災自治体に対する支援の充実＞

➤ 下水道の改良復旧事業の創設

災害が頻発・激甚化する中、下水道施設の被災による社会的影響が顕著となっていることを踏まえ、災害復旧事業のみでは十分に再度災害を防止することができない場合に、未被災箇所を含む一連の施設の機能向上を図る改良復旧事業(災害関連事業)を創設する。

➤ 災害復旧事業査定設計委託費補助の拡充

大規模災害時において、地方公共団体の災害復旧事業の測量・設計等を迅速に実施し、早期の復旧を図るため、市町村における査定設計委託費補助の補助対象限度額を引き上げる。

＜球磨川における「新たな流水型のダム」の検討＞

球磨川の抜本的な治水対策については、国、県及び流域市町村からなる「球磨川流域治水協議会」において、令和2年度内に取りまとめることとしている。この取りまとめを受け「新たな流水型のダム」について検討する。